

## ■ 黒にんにく国際会議 定款

### (総 則)

第1条 本会は、黒にんにく国際会議と称します。本会の英語名は、The World Black Garlic Association (WBGA と略称) とします。

### (目 的)

第2条 本会は、より良い黒にんにくづくりと黒にんにくによる持続可能な社会づくりのために世界黒にんにくサミットを開催し、世界の科学者、料理人、製造者、その他黒にんにくに興味関心のあ  
る全ての方々の融和、親睦、情報交換の促進を目的といたします。

- (1) 会員同士のゆるやかな連携の構築により、黒にんにくがより世界的な食品となることに向け発展的な会をつくります。
- (2) 美味しい黒にんにくづくりに尽力します。
- (3) 美味しい黒にんにくの調理法を探求します。
- (4) 黒にんにく健康機能性を科学します。
- (5) 会員である我々自体が自らと家族の健康に努めます。
- (6) 黒にんにくによって各々の地域が元気になることを応援いたします。
- (7) 会員同士を尊重し大切にします。

### (会員資格)

第3条 本会の会員は、会員同士を尊重し大切にする方で、以下の条件のいずれかを満たす方とします。

- (1) 黒にんにくの研究を行う方
- (2) 黒にんにくを用いた料理を行う方
- (3) 黒にんにくを製造する方
- (4) 黒にんにくに興味関心があり、第2条の目的に賛同する方

### (会 費)

第4条 本会の会費は、以下のとおりとします。

- (1) 年会費無料
- (2) サミットやイベント開催の際は、参加するに当たり定められた会費

### (事 業)

第5条 本会は第2条の目的を達成するために以下の事業を実施いたします。

- (1) 世界黒にんにくサミット
- (2) その他会員の要望する事業

### (事務局)

第6条 本会は、会員に対しサミットやイベントに関する周知を行うため事務局を設置します。

発足当初の事務局は下記に設置いたします。

協同組合青森県黒にんにく協会 青森県上北郡おいらせ町木崎 158  
TEL:0178-56-5317 FAX:0178-56-5432 E-mail:inq@aomori96229.jp

(役員)

第7条 本会の役員は、サミットやイベントの開催費用捻出、周知広報活動及び運営に尽力できる者とし、次の役員を置くものとします。

- (1) 議長 1人 ※サミット開催地の団体の長
- (2) 副議長 若干名 ※サミット開催地以外の団体の長
- (3) 参事

発足当初の役員は下記といたします。

議長 柏崎 進一(協同組合青森県黒にんにく協会 理事長)  
参事 (第1回世界サミットで本国際会議に加入された方)

(顧問)

第8条 本会に顧問を置くことができます。顧問は全国並びに世界サミットにおいて講演、プレゼンを行って戴いた方を対象に議長より委嘱します。

(定款の変更)

第9条 本定款は、会員の声によってつくっていくものとし、会員から事務局への要望を基に発展する方向で変更することができます。変更があった場合は次回のサミットで公表いたします。

(委任事項)

第10条 本定款に定めのない事項が発生した場合には、信義誠実の原則の下、議長が誠意をもって定めます。

附 則

第1項 本定款は、2016年9月6日から施行いたします。

第2項 本国際会議発足に伴い、全国黒にんにく連絡協議会を発展的に解散し、協議会会員は国際会議会員へ移行させて戴きます。